



ARIB STD-T108

920MHz帯テレメータ用、テレコントロール用 及びデータ伝送用無線設備

920MHz-BAND TELEMETER, TELECONTROL
AND DATA TRANSMISSION RADIO EQUIPMENT

標 準 規 格

ARIB STANDARD

ARIB STD-T108 1.2版

平成24年 2月14日	策 定
平成29年10月17日	1. 1改定
平成30年 1月22日	1. 2改定

一般社団法人 電 波 産 業 会

Association of Radio Industries and Businesses

ま え が き

一般社団法人電波産業会は、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者の参加を得て、各種の電波利用システムに関する無線設備の標準的な仕様等の基本的な要件を「標準規格」として策定している。

「標準規格」は、周波数の有効利用及び他の利用者との混信の回避を図る目的から定められる国の技術基準と、併せて無線設備、放送設備の適性品質、互換性の確保等、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者の利便を図る目的から策定される民間の任意基準を取りまとめて策定される民間の規格である。

本標準規格は、「特定小電力無線局 920MHz 帯テレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用無線設備」及び「陸上移動局 920MHz 帯テレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用無線設備」について策定されたもので、策定段階における公正性及び透明性を確保するため、内外無差別に広く無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者等の利害関係者の参加を得た当会の規格会議の総意により策定されたものである。

本標準規格で規定する無線設備は、915～930MHz を使用するもので、近隣のシステムへの有害な電波干渉を回避するために、「運用規定」を作成し、付録とした。

本標準規格が、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者、利用者等に積極的に活用されることを希望する。

本標準規格は平成 20 年 6 月 6 日に 1.0 版が策定され、平成 22 年 7 月 15 日に電波法改正の告示を受けて 1.1 版に改定された「特定小電力無線局 950MHz 帯テレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用無線設備」(ARIB STD-T96)をもとに、平成 23 年 12 月 14 日の電波法改正の告示を受けて新たに「920MHz 帯テレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用無線設備」(ARIB STD-T108)として策定された。その後、平成 29 年 9 月 11 日の電波法改正の告示を受けて、1.1 版へ改定された。さらに、電波利用の拡大を受けて一部の規定を見直し、1.2 版へ改定された。

なお、本標準規格にある中心周波数が 916.0MHz 以上 926.8MHz 以下の空中線電力が 1mW 以下の局の無線チャンネルの割当てについてと、空中線電力 1mW 以下の局、20mW 以下の局および 250mW 以下の局の共用化方式の境界周波数（本標準規格では 922.3MHz）については、国際規定や無線局の普及の状況により見直すことを付記する。

総 目 次

まえがき

第 1 編 陸上移動局1-1

第 2 編 特定小電力無線局2-1

付録 運用規定.....3-1

改訂履歴

第1編 陸上移動局

第 1 編 目 次

第 1 章 一般事項	1
1.1 概 要	1
1.2 適用範囲	1
1.3 準拠文書	1
第 2 章 標準システムの概要	3
2.1 標準システム	3
2.1.1 標準システムの構成	3
2.1.2 標準システムの運用形態	4
2.2 標準システムの主要諸元と機能	5
第 3 章 無線設備の技術的条件	7
3.1 一般条件	7
3.1.1 通信方式	7
3.1.2 伝送内容	7
3.1.3 電波型式	7
3.1.4 周波数	7
3.1.5 使用環境条件	7
3.2 送信装置	7
3.2.1 空中線電力	7
3.2.2 空中線電力の許容偏差	7
3.2.3 無線チャネル	7
3.2.4 周波数の許容偏差	9
3.2.5 変調方式	9
3.2.6 占有周波数帯幅の許容値	9
3.2.7 隣接チャネル漏えい電力	10
3.2.8 不要発射の強度の許容値	12
3.3 受信装置	12
3.4 制御装置	13
3.4.1 送信時間制限装置	13
3.4.2 キャリアセンス	14
3.4.3 応答時のキャリアセンス除外	14
3.4.4 混信防止機能	15
3.5 筐 体	16
3.6 電気通信回線との接続	16

3.7 空中線	16
第4章 電波防護への適合性.....	17
第5章 測定法.....	19